

京都駅八条口旅客自動車待機場条例（平成28年3月30日京都市条例第36号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

京都駅八条口の周辺の道路における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車を待機させ、及び当該自動車を利用する旅客の乗車又は待合いの用に供するための施設を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 京都駅八条口の周辺の道路における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）を待機させ、及び旅客自動車を利用する旅客の乗車又は待合いの用に供するための施設（以下「待機場」という。）として、京都駅八条口タクシー待機場（京都市南区西九条院町9番地の2、51台収容、24時間供用）を設置します。京都駅八条口タクシー待機場に入場させることができる旅客自動車は、タクシー業務適正化特別措置法第2条第1項に規定するタクシーのうち、中型車又は小型車の車種区分に該当する運賃の適用を受けるものです。
- 2 待機場に旅客自動車を入場させることができる者は、タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者（待機場の位置を営業区域に含む者に限る。以下同じ。）とし、待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録（以下「入場登録」という。）を受けなければなりません。入場登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければなりません。また、入場登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、市長が指定する機器を入場登録に係る旅客自動車に備え付けなければなりません。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 待機場に入場させる旅客自動車に係る道路運送車両法の規定による自動車登録番号
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、待機場の使用を制限し、又は入場登録を取り消すことができます。
 - (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

4 登録者は、あらかじめ、市長が指定する場所に旅客自動車を待機させ、市長の指示に従い、当該旅客自動車を待機場に入場させなければなりません。ただし、市長が当該場所に待機させる必要がないと認めるときは、この限りではありません。また、待機場に旅客自動車を入場させた登録者は、1台1回につき20円の使用料を納入しなければなりません。ただし、午前0時から午前6時まで及び午後11時から午後12時までの間に待機場に旅客自動車を入場させるときは、使用料を徴収しません。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都駅八条口旅客自動車待機場条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 36 号

京都駅八条口旅客自動車待機場条例

(設置)

第1条 京都駅八条口の周辺の道路における安全かつ円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）を待機させ、及び旅客自動車を利用する旅客の乗車又は待合いの用に供するための施設（以下「待機場」という。）を設置する。

2 待機場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(供用時間等)

第2条 待機場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 待機場に入場させることができる旅客自動車は、別表第2のとおりとする。

(入場資格及び入場登録)

第3条 待機場に旅客自動車を入場させることができる者は、タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者（待機場の位置を営業区域に含む者に限る。以下同じ。）とする。

2 待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録（以下「入場登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 待機場に入場させる旅客自動車に係る道路運送車両法の規定による自動車登録番号

(3) その他市長が必要と認める事項

4 入場登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、市長が指定する機器を入場登録に係る旅客自動車に備え付けなければならない。

5 登録者は、第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出て、変更の登録を受けなければならない。

(廃業等の届出)

第4条 登録者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により解散したとき その役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(5) 法人が分割により入場登録に係る一般旅客自動車運送事業を承継させたとき その法人

(6) タクシー事業者でなくなったとき タクシー事業者であった者

2 登録者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該登録者の入場登録は、その効力を失う。

(使用制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、待機場の使用を制限し、又は入場登録を取り消すことができる。

(1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(使用料等)

第6条 登録者は、あらかじめ、市長が指定する場所に旅客自動車を待機させ、市長の指示に従い、当該旅客自動車を待機場に入場させなければならない。ただし、市長が当該場所に待機させる必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により待機場に旅客自動車を入場させた登録者は、別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(無料開放)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、一定の期間を限り、待機場を無料で開放することができる。

2 前項の期間は、市長が告示する。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 登録者は、その地位を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 入場登録の申請その他待機場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第1条関係)

名 称	位 置
京 都 駅 八 条 口 タ ク シ ー 待 機 場	京都市南区西九条院町9番地の2

別表第2 (第2条関係)

区 分	入場させることができる旅客自動車
京 都 駅 八 条 口 タ ク シ ー 待 機 場	タクシー (タクシー業務適正化特別措置法第2条第1項に規定するタクシーをいい、中型車又は小型車の車種区分に該当する運賃の適用を受けるものに限る。)

別表第3 (第6条関係)

区 分	使用料 (1台1回につき)
京 都 駅 八 条 口 タ ク シ ー 待 機 場	20円

備考 午前0時から午前6時まで及び午後11時から午後12時までの間に待機場に旅客自動車を入場させるときは、使用料を徴収しない。

(都市計画局歩くまち京都推進室)